

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
3	<p><u>第1章 総論</u></p> <p>第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>(17) 第三管区海上保安本部</p> <p><u>ア 海上における治安維持</u></p> <p><u>イ 海上における船舶交通の安全確保</u></p> <p><u>ウ 海難の際の人命及び船舶の救助</u></p> <p><u>エ 災害時における緊急海上輸送の確保</u></p> <p><u>オ 流出油等の海上災害発生時の防ぎよ及び拡大防止措置</u></p> <p><u>カ 災害時における情報の収集及び予警報の伝達並びに避難の勧告又は指示</u></p>	<p><u>第1章 総論</u></p> <p>第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>(17) 第三管区海上保安本部</p> <p><u>ア 災害予防</u></p> <p><u>(ア) 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施</u></p> <p><u>(イ) 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発</u></p> <p><u>(ウ) 港湾の状況等の調査研究</u></p> <p><u>イ 災害応急対策</u></p> <p><u>(ア) 船艇、航空機等による警報等の伝達</u></p> <p><u>(イ) 船艇、航空機等を活用した情報収集</u></p> <p><u>(ウ) 活動体制の確立</u></p> <p><u>(エ) 船艇、航空機等による海難救助等</u></p> <p><u>(オ) 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送</u></p> <p><u>(カ) 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与</u></p> <p><u>(キ) 要請に基づき、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援</u></p> <p><u>(ク) 排出油等の防除等</u></p> <p><u>(ケ) 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保</u></p> <p><u>(コ) 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示</u></p> <p><u>(サ) 海上における治安の維持</u></p> <p><u>(シ) 危険物等積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置</u></p> <p><u>(ス) 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置</u></p> <p><u>ウ 災害復旧・復興対策</u></p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
7	<p>第4節 県の自然条件</p> <p>3 地質の概要 (略)</p> <p>また、本県の北西縁にあたる長野県境の青崩峠（浜松市水窪町）から浜松市佐久間町浦川にかけては、西南日本を二分する大断層の中央構造線が横切り、中央構造線に沿って結晶片岩や輝緑岩など中・古生代の変成岩が分布し、断層の北西側は西南日本内帯として花こう岩、片麻岩などの火成岩、変成岩が分布する。</p>	<p>第4節 県の自然条件</p> <p>3 地質の概要 (略)</p> <p>また、本県の北西縁にあたる長野県境の青崩峠（浜松市天竜区水窪町）から浜松市天竜区佐久間町浦川にかけては、西南日本を二分する大断層の中央構造線が横切り、中央構造線に沿って結晶片岩や輝緑岩など中・古生代の変成岩が分布し、断層の北西側は西南日本内帯として花こう岩、片麻岩などの火成岩、変成岩が分布する。</p>
1 1	<p>第6節 予想される災害と地域</p> <p>3 地震・津波 略</p> <p>本県における近年の大地震としては、1930（昭和5）年の北伊豆地震（M7.3）、1935（昭和10）年の静岡地震（M6.4）、1944（昭和19）年の東南海地震（M7.9）、1974（昭和49）年の伊豆半島沖地震（M6.9）、1978（昭和53）年の伊豆大島近海地震（M7.0）などがある。</p> <p>とりわけ本県に著しい被害を発生させるおそれがあり、その発生の切迫性が指摘されている東海地震は、駿河湾から遠州灘を震源域とするM8クラスの巨大地震である。東海地震の震源域では、100年から150年間隔で巨大地震が繰り返し発生しているが、1854年の安政東海地震発生後、<u>約150年の間</u>、大地震が発生しておらず、地震活動の空白域となっている。</p> <p>最近では、1996（平成8）年10月の川根町直下を震源とするM4.3の地震や、2001（平成13）年4月の静岡市の一部で震度5強を記録したM5.1の地震は、プレート境界の固着のはがれを促進するタイプの地震であり、東海地震の切迫性が一段と進んだ可能性があることが指摘されている。現在、県内には<u>300箇所以上</u>の地点に各種の観測機器が設置され、地震や地殻変動等の観測を行っている。</p> <p>略</p> <p>4 土石流・地すべり・がけ崩れ</p> <p>「土石流・地すべり・がけ崩れ」については、県内で砂防指定地が<u>1,573箇所</u>、地すべり防止区域が177箇所、急傾斜地崩壊危険区域が<u>1,136箇所</u>及び土砂災害警戒区域が<u>2,475箇所</u>（いずれも平成<u>20年度末</u>）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。</p>	<p>第6節 予想される災害と地域</p> <p>3 地震・津波 略</p> <p>本県における近年の大地震としては、1930（昭和5）年の北伊豆地震（M7.3）、1935（昭和10）年の静岡地震（M6.4）、1944（昭和19）年の東南海地震（M7.9）、1974（昭和49）年の伊豆半島沖地震（M6.9）、1978（昭和53）年の伊豆大島近海地震（M7.0）、<u>2009（平成21）年の駿河湾を震源とする地震（M6.5）</u>などがある。</p> <p>とりわけ本県に著しい被害を発生させるおそれがあり、その発生の切迫性が指摘されている東海地震は、駿河湾から遠州灘を震源域とするM8クラスの巨大地震である。東海地震の震源域では、100年から150年間隔で巨大地震が繰り返し発生しているが、1854年の安政東海地震発生後、<u>150年以上の間</u>、大地震が発生しておらず、地震活動の空白域となっている。</p> <p>最近では、1996（平成8）年10月の川根町（<u>現島田市川根町</u>）直下を震源とするM4.3の地震や、2001（平成13）年4月の静岡市の一部で震度5強を記録したM5.1の地震は、プレート境界の固着のはがれを促進するタイプの地震であり、<u>2009（平成21）年8月の駿河湾を震源とするM6.5の地震では、初めて東海地震観測情報が出され、気象庁地震防災対策強化地域判定会委員打合せ会において「東海地震に結びつくものではない」と判断されたが、東海地震の切迫性が一段と進んだ可能性があることが指摘されている。現在、県内には約500箇所の地点に各種の観測機器が設置され、地震や地殻変動等の観測を行っている。</u></p> <p>4 土石流・地すべり・がけ崩れ</p> <p>「土石流・地すべり・がけ崩れ」については、県内で砂防指定地が<u>1,576箇所</u>、地すべり防止区域が177箇所、急傾斜地崩壊危険区域が<u>1,151箇所</u>及び土砂災害警戒区域が<u>3,932箇所</u>（いずれも平成<u>21年度末</u>）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新																																								
	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 河川災害予防計画</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 河川災害予防計画</p>																																								
1 3	<p>2 河川の治水対策</p> <p>本県の一、二級河川は533河川、流路延長2,862.3km、要整備延長は1,863.8kmである。(平成20年3月31日現在) これに対し、県は平成9年度から平成15年度にかけての国の(第9次)治水事業7か年計画(平成10年1月30日閣議決定、総額24兆円)に沿って整備を図った。平成21年度は、社会資本整備重点計画に基づき整備を促進する。</p>	<p>2 河川の治水対策</p> <p>本県の一、二級河川は533河川、流路延長2,862.3km、要整備延長は1,863.8kmである。(平成22年3月31日現在) これに対し、県は、社会資本整備重点計画に基づき整備を促進する。</p>																																								
1 4	<p>第3節 港湾漁港保全災害防除計画</p> <p>県営の港湾海岸の総延長は81.7km、県営漁港海岸の総延長は35.4kmであり、そのうち海岸保全事業対象としている計画延長は、<u>港湾</u>にあつては清水港ほか6港(延長6.7km)、県営漁港にあつては焼津漁港ほか5港(4.4km)である。</p>	<p>第3節 港湾漁港保全災害防除計画</p> <p>県営の港湾海岸の総延長は81.7km、県営漁港海岸の総延長は35.4kmであり、そのうち海岸保全事業対象としている計画延長は、<u>県営港湾</u>にあつては清水港ほか6港(延長8.4km)、県営漁港にあつては焼津漁港ほか5港(延長4.4km)である。</p>																																								
1 4	<p>第4節 道路、橋りょう災害防除計画</p> <p>・落石等による道路交通危険箇所数 (平成8年度調査)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路種別</th> <th>落石、崩落</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>237</td> <td>302</td> <td>539</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>800</td> <td>278</td> <td>1,078</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>443</td> <td>200</td> <td>643</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,480</td> <td>780</td> <td>2,260</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中部地方整備局、県道路保全室)</p>	道路種別	落石、崩落	その他	計	一般国道	237	302	539	主要地方道	800	278	1,078	一般県道	443	200	643	計	1,480	780	2,260	<p>第4節 道路、橋りょう災害防除計画</p> <p>・落石等による道路交通危険箇所数 (平成8年度調査)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路種別</th> <th>落石、崩落</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>237</td> <td>302</td> <td>539</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>800</td> <td>278</td> <td>1,078</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>443</td> <td>200</td> <td>643</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,480</td> <td>780</td> <td>2,260</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中部地方整備局、県道路保全課)</p>	道路種別	落石、崩落	その他	計	一般国道	237	302	539	主要地方道	800	278	1,078	一般県道	443	200	643	計	1,480	780	2,260
道路種別	落石、崩落	その他	計																																							
一般国道	237	302	539																																							
主要地方道	800	278	1,078																																							
一般県道	443	200	643																																							
計	1,480	780	2,260																																							
道路種別	落石、崩落	その他	計																																							
一般国道	237	302	539																																							
主要地方道	800	278	1,078																																							
一般県道	443	200	643																																							
計	1,480	780	2,260																																							
1 6	<p>第5節 土砂災害防除計画</p> <p>5 土砂災害のソフト対策</p> <p><u>(2) 土砂災害警戒情報の提供</u></p> <p>略</p> <p>市町は土砂災害警戒情報が発表された場合、<u>厳重な警戒に努めるとともに、土砂災害警戒区域等</u>に対し、必要に応じて避難勧告等を発令する。</p>	<p>第5節 土砂災害防除計画</p> <p>5 土砂災害のソフト対策</p> <p><u>(2) 土砂災害警戒情報の提供と活用</u></p> <p>略</p> <p>市町は土砂災害警戒情報が発表された場合、<u>厳重な警戒に努めるとともに、土砂災害警戒情報補足情報配信システム等</u>を活用し、<u>土砂災害警戒区域等</u>に対して、必要に応じて避難勧告等を発令する</p>																																								

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新																														
1 8	<p>(3) 土砂災害危険箇所の周知 略</p> <p>第9節 通信施設等整備改良計画</p> <p>5 気象観測施設の充足整備</p> <p>・気象観測施設の現況 (平成21年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>雨量観測施設</th> <th>風向・風速観測施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象庁</td> <td>29 (29)</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>75 (75)</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>126 (111)</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>230 (215)</td> <td>47</td> </tr> </tbody> </table> <p>() 内はテレメーター</p>	関係機関名	雨量観測施設	風向・風速観測施設	気象庁	29 (29)	17	国土交通省	75 (75)	15	静岡県	126 (111)	15	計	230 (215)	47	<p>(3) 土砂災害危険箇所の周知 略</p> <p>(4) 「土砂災害に対する防災訓練」の実施 <u>県と市町は連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。</u></p> <p>第9節 通信施設等整備改良計画</p> <p>5 気象観測施設の充足整備</p> <p>・気象観測施設の現況 (平成22年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>雨量観測施設</th> <th>風向・風速観測施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象庁</td> <td>30 (30)</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>84 (84)</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>126 (111)</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>240 (225)</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table> <p>() 内はテレメーター</p>	関係機関名	雨量観測施設	風向・風速観測施設	気象庁	30 (30)	17	国土交通省	84 (84)	12	静岡県	126 (111)	16	計	240 (225)	45
関係機関名	雨量観測施設	風向・風速観測施設																														
気象庁	29 (29)	17																														
国土交通省	75 (75)	15																														
静岡県	126 (111)	15																														
計	230 (215)	47																														
関係機関名	雨量観測施設	風向・風速観測施設																														
気象庁	30 (30)	17																														
国土交通省	84 (84)	12																														
静岡県	126 (111)	16																														
計	240 (225)	45																														
2 4	<p>第16節 防災のための調査研究</p> <p>2 土地条件調査上における地域別主要問題点</p> <p>(7) 天竜川流域</p> <p>イ 天竜川の<u>流失</u>土砂の問題</p>	<p>第16節 防災のための調査研究</p> <p>2 土地条件調査上における地域別主要問題点</p> <p>(7) 天竜川流域</p> <p>イ 天竜川の<u>流出</u>土砂の問題</p>																														
2 5	<p>第17節 住民の避難誘導體制</p> <p>2 避難誘導體制の概要</p> <p>(3) 警戒避難基準の設定</p> <p>市町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準を<u>土砂災害警戒情報等</u>を用いてあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努めるものとする。県はこの基準の設定及び見直しについて、必要な助言等を国から受け市町に伝えるものとする。</p>	<p>第17節 住民の避難誘導體制</p> <p>2 避難誘導體制の概要</p> <p>(3) 警戒避難基準の設定</p> <p>市町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準を<u>土砂災害警戒情報補足情報配信システム等</u>を用いてあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努めるものとする。県はこの基準の設定及び見直しについて、必要な助言等を国から受け市町に伝えるものとする。</p>																														

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
28	<p>第22節 災害時要援護者支援計画</p> <p>2 災害時要援護者支援体制の整備</p> <p>(1) 災害時要援護者支援体制</p> <p>市町は、災害時要援護者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、<u>民生委員</u>、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等災害時要援護者の避難支援体制を整備するものとする。</p> <p>略</p> <p>(2) 災害時要援護者の把握</p> <p>市町は発災時の適切な対応に役立てるため、市町が把握している災害時要援護者情報を積極的に活用し、自主防災組織における災害時要援護者台帳の整備を促進するとともに、災害時要援護者の状況の把握に努める。</p> <p>市町は、<u>民生委員</u>、<u>児童委員</u>、身体障害者相談員及び福祉関係団体と協力して、災害時要援護者の把握に当たる。</p>	<p>第22節 災害時要援護者支援計画</p> <p>2 災害時要援護者支援体制の整備</p> <p>(1) 災害時要援護者支援体制</p> <p>市町は、災害時要援護者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、<u>民生委員・児童委員</u>、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等災害時要援護者の避難支援体制を整備するものとする。</p> <p>略</p> <p>(2) 災害時要援護者の把握</p> <p>市町は発災時の適切な対応に役立てるため、市町が把握している災害時要援護者情報を積極的に活用し、自主防災組織における災害時要援護者台帳の整備を促進するとともに、災害時要援護者の状況の把握に努める。</p> <p>市町は、<u>民生委員・児童委員</u>、身体障害者相談員及び福祉関係団体と協力して、災害時要援護者の把握に当たる。</p>
40	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第5節 災害広報計画</p> <p>3 報道機関に対する協力</p> <p>(1) <u>情報発表責任者</u></p> <p>県(災害対策本部)が報道機関に対し、情報を発表する場合の<u>情報発表責任者</u>は広報局長(報道総括)とする。</p> <p>略</p> <p>4 広報機関の活用</p> <p>(2) 市町広報機関</p> <p>災害応急対策上必要な事項を各市町を通じ広報しようとする場合は、その都度市町に依頼するものとする。</p> <p>市町長は、依頼を受けたときは、有線放送、同報無線、<u>広報車等</u>あらゆる広報手段を使って広報するものとする。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第5節 災害広報計画</p> <p>3 報道機関に対する協力</p> <p>(1) <u>報道対応責任者</u></p> <p>県(災害対策本部)が報道機関に<u>対応する場合の総括責任者</u>は広報局長(報道総括)とする。</p> <p>略</p> <p>4 広報機関の活用</p> <p>(2) 市町広報機関</p> <p>災害応急対策上必要な事項を各市町を通じ広報しようとする場合は、その都度市町に依頼するものとする。</p> <p>市町長は、依頼を受けたときは、有線放送、同報無線、<u>コミュニティFM、広報車等</u>あらゆる広報手段を使って広報するものとする。</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
4 4	<p>第7節 避難救出計画</p> <p>6 市町長の要求に基づく県の実施事項 (2) 当該市町内の既存施設を避難所とする場合の強制収用</p>	<p>第7節 避難救出計画</p> <p>6 市町長の要求に基づく県の実施事項 (2) 当該市町内の既存施設を避難所とする場合の強制使用</p>
4 5	<p>第8節 食料供給計画</p> <p>5 交通、通信が途絶して市町長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置 資料編（19-3-3）の「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、市町長は関東農政局静岡農政事務所長（地域課長を含む。）又は政府所有食糧を保管する倉庫の責任者に対して災害救助用米穀の緊急引渡しを要請するものとする。</p>	<p>第8節 食料供給計画</p> <p>5 交通、通信が途絶して市町長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置 資料編（19-3-3）の「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、市町長は関東農政局静岡農政事務所長（地域課長を含む。）又は政府所有食糧を保管する倉庫の責任者に対して災害救助用米穀の緊急引渡しを要請するものとする。</p>
4 6	<p>第9節 衣料、生活必需品、その他の物資供給計画</p> <p>2 災害救助法に基づく県の実施事項 (2) 対象品目 ウ 炊事用具及び食器 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等 茶わん、皿、はし等</p>	<p>第9節 衣料、生活必需品、その他の物資供給計画</p> <p>2 災害救助法に基づく県の実施事項 (2) 対象品目 ウ 炊事用具及び食器 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等</p>
4 8	<p>第11節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>2 災害救助法に基づく県の実施事項 (2) 住宅応急修理 ア 修理対象者 災害のため住家が半焼又は半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者</p>	<p>第11節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>2 災害救助法に基づく県の実施事項 (2) 住宅応急修理 ア 修理対象者 災害のため住家が半焼又は半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模場補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
5 5	<p>第18節 交通応急対策計画</p> <p>3 県知事又は県公安委員会の実施事項</p> <p>(3) 緊急通行車両の確認</p> <p>県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両 ② の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。確認後は当該車両の使用者に対し、「緊急標章」資料編（10-3-9）及び「<u>証明書</u>」資料編（10-3-10）を交付する。</p> <p>(4) 緊急通行車両の事前届け出</p> <p>指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出をすることができる。</p> <p>県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認められたものについて「<u>届出済証</u>」資料編（10-3-11）を交付する。事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。</p>	<p>第18節 交通応急対策計画</p> <p>3 県知事又は県公安委員会の実施事項</p> <p>(3) 緊急通行車両の確認</p> <p>県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両 ② の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。確認後は当該車両の使用者に対し、「緊急標章」資料編（10-3-9）及び「<u>緊急通行車両確認証明書</u>」資料編（10-3-10）を交付する。</p> <p>(4) 緊急通行車両の事前届け出</p> <p>指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出をすることができる。</p> <p>県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認められたものについて「<u>緊急通行車両事前届出済証</u>」資料編（10-3-11）を交付する。事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。</p>
5 7	<p>第20節 社会福祉計画</p> <p>2 実施事項</p> <p>(3) り災者の生活相談</p> <p>ア 実施機関 市町（被害が大きい場合は県と共催）</p> <p>イ 相談種目 生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談</p> <p>ウ 協力機関 県、県社会福祉協議会、<u>法律扶助協会静岡県支部</u>、<u>民生・児童委員</u>、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関</p> <p>(4) り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け</p> <p>ア 実施機関 社会福祉協議会（県、市町）</p> <p>イ 協力機関 県、市町、<u>民生・児童委員</u></p> <p>ウ 貸付対象 り災低所得者世帯（災害により低所得世帯となった者も含む。）</p> <p>エ 貸付額 「生活福祉資金貸付金制度要綱」による</p> <p>(5) り災母子・寡婦世帯等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け</p> <p>ア 実施機関 県（健康福祉センター）、市（中核市に限る。）</p> <p>イ 協力機関 市町、<u>民生・児童委員</u>、母子福祉協力員</p> <p>ウ 貸付対象 り災母子世帯・寡婦（災害により母子世帯・寡婦となった者を含む。）</p>	<p>第20節 社会福祉計画</p> <p>2 実施事項</p> <p>(3) り災者の生活相談</p> <p>ア 実施機関 市町（被害が大きい場合は県と共催）</p> <p>イ 相談種目 生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談</p> <p>ウ 協力機関 県、県社会福祉協議会、<u>法テラス静岡</u>、<u>民生委員・児童委員</u>、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関</p> <p>(4) り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け</p> <p>ア 実施機関 社会福祉協議会（県、市町）</p> <p>イ 協力機関 県、市町、<u>民生委員・児童委員</u></p> <p>ウ 貸付対象 り災低所得者世帯（災害により低所得世帯となった者も含む。）</p> <p>エ 貸付額 「生活福祉資金貸付金制度要綱」による</p> <p>(5) り災母子・寡婦世帯等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け</p> <p>ア 実施機関 県（健康福祉センター）、市（中核市に限る。）</p> <p>イ 協力機関 市町、<u>民生委員・児童委員</u>、母子福祉協力員</p> <p>ウ 貸付対象 り災母子世帯・寡婦（災害により母子世帯・寡婦となった者を含む。）</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																					
60	<p>エ 貸付額 「母子及び寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額 (6) り災身体障害児者に対する補装具の交付等</p> <p>ア 実施機関 (7) 児童 県、市町 (イ) 18歳以上 市町</p> <p>イ 協力機関 (7) 児童 <u>民生・児童委員</u>、身体障害者相談員 (イ) 18歳以上 <u>民生・児童委員</u>、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所</p> <p>略</p> <p>第23節 水防計画</p> <p>2 水防組織</p> <p>(3) 水防本部</p> <p>水防本部体制は下記のとおりとし、県災害対策本部が開設されたときは、これに統合されるものとする。</p> <div data-bbox="341 1081 1127 1291" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>水防本部長(知事) 水防長(建設部長) 副水防長(建設部理事) 本部付(管理、建設支援、道路、河川砂防、港湾各局長) その他の職員(管理建設支援班、道路班、河川砂防班、港湾班)</p> </div> <table border="1" data-bbox="460 1333 964 1543" style="margin: 10px auto; text-align: center;"> <tr><td>下</td><td>熱</td><td>沼</td><td>富</td><td>静</td><td>島</td><td>御</td><td>袋</td><td>浜</td></tr> <tr><td>田</td><td>海</td><td>津</td><td>士</td><td>岡</td><td>田</td><td>前</td><td>井</td><td>松</td></tr> <tr><td>水</td><td>水</td><td>水</td><td>水</td><td>水</td><td>水</td><td>崎</td><td>水</td><td>水</td></tr> <tr><td>防</td><td>防</td><td>防</td><td>防</td><td>防</td><td>防</td><td>水</td><td>防</td><td>防</td></tr> <tr><td>区</td><td>区</td><td>区</td><td>区</td><td>区</td><td>区</td><td>防</td><td>区</td><td>区</td></tr> </table> <p>(注) 水防区長は土木事務所長とする。各土木事務所の区域は資料編(6-1)のとおり。</p>	下	熱	沼	富	静	島	御	袋	浜	田	海	津	士	岡	田	前	井	松	水	水	水	水	水	水	崎	水	水	防	防	防	防	防	防	水	防	防	区	区	区	区	区	区	防	区	区	<p>エ 貸付額 「母子及び寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額 (6) り災身体障害児者に対する補装具の交付等</p> <p>ア 実施機関 (7) 児童 県、市町 (イ) 18歳以上 市町</p> <p>イ 協力機関 (7) 児童 <u>民生委員・児童委員</u>、身体障害者相談員 (イ) 18歳以上 <u>民生委員・児童委員</u>、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所</p> <p>略</p> <p>第23節 水防計画</p> <p>2 水防組織</p> <p>(3) 水防本部</p> <p>水防本部体制は下記のとおりとし、県災害対策本部が開設されたときは、これに統合されるものとする。</p> <div data-bbox="1602 1081 2389 1291" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>水防本部長(知事) 水防長(交通基盤部長) 副水防長(交通基盤部理事) 本部付(管理、建設支援、道路、河川砂防、港湾各局長) その他の職員(管理建設支援班、道路班、河川砂防班、港湾班)</p> </div> <table border="1" data-bbox="1721 1333 2166 1543" style="margin: 10px auto; text-align: center;"> <tr><td>下</td><td>熱</td><td>沼</td><td>富</td><td>静</td><td>島</td><td>袋</td><td>浜</td></tr> <tr><td>田</td><td>海</td><td>津</td><td>士</td><td>岡</td><td>田</td><td>井</td><td>松</td></tr> <tr><td>水</td><td>水</td><td>水</td><td>水</td><td>水</td><td>水</td><td>水</td><td>水</td></tr> <tr><td>防</td><td>防</td><td>防</td><td>防</td><td>防</td><td>防</td><td>防</td><td>防</td></tr> <tr><td>区</td><td>区</td><td>区</td><td>区</td><td>区</td><td>区</td><td>区</td><td>区</td></tr> </table> <p>(注) 水防区長は土木事務所長とする。各土木事務所の区域は資料編(6-1)のとおり。</p>	下	熱	沼	富	静	島	袋	浜	田	海	津	士	岡	田	井	松	水	水	水	水	水	水	水	水	防	防	防	防	防	防	防	防	区	区	区	区	区	区	区	区
	下	熱	沼	富	静	島	御	袋	浜																																																																														
田	海	津	士	岡	田	前	井	松																																																																															
水	水	水	水	水	水	崎	水	水																																																																															
防	防	防	防	防	防	水	防	防																																																																															
区	区	区	区	区	区	防	区	区																																																																															
下	熱	沼	富	静	島	袋	浜																																																																																
田	海	津	士	岡	田	井	松																																																																																
水	水	水	水	水	水	水	水																																																																																
防	防	防	防	防	防	防	防																																																																																
区	区	区	区	区	区	区	区																																																																																

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
67	<p>第29節 電力施設災害応急対策計画</p> <p>2 電力会社の地域分担</p> <p>東京電力(株) 沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡、駿東郡、富士郡芝川町の一部</p> <p>中部電力(株) 静岡市、浜松市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、牧之原市、湖西市、御前崎市、菊川市、富士市の一部、吉田町、川根本町、森町、新居町、芝川町の一部</p>	<p>第29節 電力施設災害応急対策計画</p> <p>2 電力会社の地域分担</p> <p>東京電力(株) 沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡、駿東郡</p> <p>中部電力(株) 静岡市、浜松市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、牧之原市、湖西市、御前崎市、菊川市、富士市の一部、吉田町、川根本町、森町、<u>富士宮市の一部</u></p>
69	<p>第31節 突発的災害に係る応急対策計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は、航空機の墜落や列車の転覆、船舶の沈没、ガス爆発などの突発的災害により多数の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定めるものとする。</p> <p>2 県の体制</p> <p>(1) 突発的災害応急体制</p> <p>ア 設置基準</p> <p>(ア) 多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき（航空機の墜落、列車の転覆、船舶の沈没又はガス爆発などの事故）</p> <p>略</p> <p>イ 組織</p> <p><u>危機管理局</u>、<u>厚生部管理局</u>、必要な所属、事故現場を管轄する地域危機管理局及び必要な出先機関で構成する。</p> <p>ウ 任務</p> <p>(略)</p> <p>エ 消防本部の県、国への報告</p> <p>消防本部は多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、<u>表1</u>により、直ちに<u>危機対策室</u>及び消防庁応急対策室に連絡する。</p>	<p>第31節 突発的災害に係る応急対策計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は、航空機の墜落や列車の転覆、船舶の海難、ガス爆発、<u>大規模な排出油等事故</u>などの突発的災害により多数の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定めるものとする。</p> <p>2 県の体制</p> <p>(1) 突発的災害応急体制</p> <p>ア 設置基準</p> <p>(ア) 多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき（航空機の墜落、列車の転覆、船舶の海難又はガス爆発などの事故）</p> <p>(略)</p> <p>イ 組織</p> <p><u>危機管理部</u>、<u>健康福祉部管理局</u>、必要な所属、事故現場を管轄する地域危機管理局及び必要な出先機関で構成する。</p> <p>ウ 任務</p> <p>略</p> <p>エ 消防本部の県、国への報告</p> <p>消防本部は多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、<u>「火災・災害等即報要領」様式1～4</u>により、直ちに<u>危機対策課</u>及び消防庁応急対策室に連絡する。</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新																		
69	<p>(県危機管理局)</p> <table border="1" data-bbox="341 367 1202 525"> <tr> <td></td> <td>NTT 有線</td> <td>静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ(宿直室))</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>054-221-2072</td> <td>5*(又は8*)-700-6030</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>054-221-3252</td> <td>5*(又は8*)-700-6250</td> </tr> </table> <p>※5は地上系、8は衛星系</p>		NTT 有線	静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ(宿直室))	電話	054-221-2072	5*(又は8*)-700-6030	FAX	054-221-3252	5*(又は8*)-700-6250	<p>(県危機管理部)</p> <table border="1" data-bbox="1587 378 2478 619"> <tr> <td></td> <td>NTT 有線</td> <td>静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ(宿直室))</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>054-221-2072</td> <td>地上系 5-700-6030 衛星系 8-700-6030</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>054-221-3252</td> <td>地上系 5-700-6250 衛星系 8-700-6250</td> </tr> </table>		NTT 有線	静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ(宿直室))	電話	054-221-2072	地上系 5-700-6030 衛星系 8-700-6030	FAX	054-221-3252	地上系 5-700-6250 衛星系 8-700-6250
	NTT 有線	静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ(宿直室))																		
電話	054-221-2072	5*(又は8*)-700-6030																		
FAX	054-221-3252	5*(又は8*)-700-6250																		
	NTT 有線	静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ(宿直室))																		
電話	054-221-2072	地上系 5-700-6030 衛星系 8-700-6030																		
FAX	054-221-3252	地上系 5-700-6250 衛星系 8-700-6250																		
70	<p>(2) 災害対策本部の設置</p> <p>ウ 設置の連絡 災害対策本部を設置したときは、<u>表2</u>に掲げる機関に連絡する。</p> <p>(3) 災害対策本部の実施する応急対策</p> <p>イ 各機関への要請</p> <p>(ウ) 消防庁、他都県への応援要請 被災者を迅速に救助するため必要な場合には、適宜、<u>表3</u>に掲げる消防庁、中部圏9県と名古屋市（「災害応援に関する協定書」）、関東知事会の構成都県（「震災時等の相互応援に関する協定」）等に応援要請をするものとする。</p> <p>(エ) 緊急医療活動実施のための要請</p> <p>a 日本赤十字社静岡県支部への要請 緊急医療等の救護業務の実施が必要な場合には、<u>企画経理室</u>を通じて要請する。</p> <p>b 県医師会等への要請 現地での医療救護活動の実施等が必要な場合には、<u>医療室</u>を通じて、(社)県医師会、(社)県病院協会等に協力を要請する。</p>	<p>(2) 災害対策本部の設置</p> <p>ウ 設置の連絡 災害対策本部を設置したときは、<u>表1</u>に掲げる機関に連絡する。</p> <p>(3) 災害対策本部の実施する応急対策</p> <p>イ 各機関への要請</p> <p>(ウ) 消防庁、他都県への応援要請 被災者を迅速に救助するため必要な場合には、適宜、<u>表2</u>に掲げる消防庁、中部圏9県と名古屋市（「災害応援に関する協定書」）、関東知事会の構成都県（「震災時等の相互応援に関する協定」）等に応援要請をするものとする。</p> <p>(エ) 緊急医療活動実施のための要請</p> <p>a 日本赤十字社静岡県支部への要請 緊急医療等の救護業務の実施が必要な場合には、<u>健康福祉部管理局</u>を通じて要請する。</p> <p>b 県医師会等への要請 現地での医療救護活動の実施等が必要な場合には、<u>地域医療課</u>を通じて、(社)県医師会、(社)県病院協会等に協力を要請する。</p>																		

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																				
72	<p>表1「緊急時連絡票」</p> <table border="1" data-bbox="311 399 1202 1491"> <tr> <td>消防本部名</td> <td>(担当者)</td> </tr> <tr> <td>連絡先電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事故の種別</td> <td>1 航空機の墜落 2 列車の転覆 3 船舶の沈没 4 ガス爆発 5 その他()</td> </tr> <tr> <td>発生日時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>被害の状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>応急対策の状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>他機関の応援希望の有無 (有・無)</td> <td>(有の場合は、自衛隊、日赤、医師の派遣などだけでなく、必要人員、必要な救助活動など概略でも結構ですから記載してください。)</td> </tr> </table> <p>※この連絡票は、多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合の緊急連絡用のものです。FAX又は電話により、直ちに県危機対策室及び消防庁防災情報室に連絡してください。</p>	消防本部名	(担当者)	連絡先電話番号		事故の種別	1 航空機の墜落 2 列車の転覆 3 船舶の沈没 4 ガス爆発 5 その他()	発生日時		被害の状況		応急対策の状況		他機関の応援希望の有無 (有・無)	(有の場合は、自衛隊、日赤、医師の派遣などだけでなく、必要人員、必要な救助活動など概略でも結構ですから記載してください。)	<p>「火災・災害等即報要領」様式1～4</p> <p>この連絡票は、多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合の緊急連絡用のものです。FAX又は電話により、直ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡してください。</p> <p>第1号様式（火災）</p> <table border="1" data-bbox="2033 556 2463 745"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">第 報</td> </tr> <tr> <td>報告日時</td> <td>平成 年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>静岡県</td> </tr> <tr> <td>市町村 (消防本部名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防庁受信者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ 爆発を除く。</td> <td>報告者</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1573 756 2463 1785"> <tr> <td>火災種別</td> <td>1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他</td> </tr> <tr> <td>出火場所</td> <td>静岡市</td> </tr> <tr> <td>出火日時 (覚知日時)</td> <td>月 日 時 分 (鎮庄日時) (月 日 時 分) 鎮火日時 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>火元の業態・用途</td> <td>事業所名 (代表者氏名)</td> </tr> <tr> <td>出火箇所</td> <td>出火原因</td> </tr> <tr> <td>死傷者</td> <td>死者(性別・年齢) 人 死者の生じた理由 負傷重症 人 中等症 人 軽症 人</td> </tr> <tr> <td>建物の概要</td> <td>構造 建築面積 m² 階層 延べ面積 m²</td> </tr> <tr> <td>焼損程度</td> <td>全焼 棟 焼損 半焼 棟 程度 部分焼 棟 ぼや 棟 計 棟 建物焼損床面積 m² 建物焼損表面積 m² 林野焼損面積 m²</td> </tr> <tr> <td>り災世帯数</td> <td>世帯 気象状況</td> </tr> <tr> <td>消防活動状況</td> <td>消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他 台 人</td> </tr> <tr> <td>救急・救助活動状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害対策本部等の設置状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他参考事項</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)</p>	第 報		報告日時	平成 年 月 日 時 分	都道府県	静岡県	市町村 (消防本部名)		消防庁受信者氏名		※ 爆発を除く。	報告者	火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他	出火場所	静岡市	出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (鎮庄日時) (月 日 時 分) 鎮火日時 月 日 時 分	火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)	出火箇所	出火原因	死傷者	死者(性別・年齢) 人 死者の生じた理由 負傷重症 人 中等症 人 軽症 人	建物の概要	構造 建築面積 m ² 階層 延べ面積 m ²	焼損程度	全焼 棟 焼損 半焼 棟 程度 部分焼 棟 ぼや 棟 計 棟 建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 m ²	り災世帯数	世帯 気象状況	消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他 台 人	救急・救助活動状況		災害対策本部等の設置状況		その他参考事項	
消防本部名	(担当者)																																																					
連絡先電話番号																																																						
事故の種別	1 航空機の墜落 2 列車の転覆 3 船舶の沈没 4 ガス爆発 5 その他()																																																					
発生日時																																																						
被害の状況																																																						
応急対策の状況																																																						
他機関の応援希望の有無 (有・無)	(有の場合は、自衛隊、日赤、医師の派遣などだけでなく、必要人員、必要な救助活動など概略でも結構ですから記載してください。)																																																					
第 報																																																						
報告日時	平成 年 月 日 時 分																																																					
都道府県	静岡県																																																					
市町村 (消防本部名)																																																						
消防庁受信者氏名																																																						
※ 爆発を除く。	報告者																																																					
火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他																																																					
出火場所	静岡市																																																					
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (鎮庄日時) (月 日 時 分) 鎮火日時 月 日 時 分																																																					
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)																																																					
出火箇所	出火原因																																																					
死傷者	死者(性別・年齢) 人 死者の生じた理由 負傷重症 人 中等症 人 軽症 人																																																					
建物の概要	構造 建築面積 m ² 階層 延べ面積 m ²																																																					
焼損程度	全焼 棟 焼損 半焼 棟 程度 部分焼 棟 ぼや 棟 計 棟 建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 m ²																																																					
り災世帯数	世帯 気象状況																																																					
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他 台 人																																																					
救急・救助活動状況																																																						
災害対策本部等の設置状況																																																						
その他参考事項																																																						

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																										
		<p>第2号様式（特定の事故）</p> <p style="text-align: right;">第 報</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故</td> <td>報告日時</td> <td>平成 年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>静岡県</td> </tr> <tr> <td>市町村 (消防本部名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告者</td> <td></td> </tr> </table> <p>消防庁受信者氏名 _____</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>事故種別</td> <td>1 火災 2 爆発 3 漏洩 4 その他()</td> </tr> <tr> <td>発生場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業所名</td> <td>特別防災区域 (レイアウト第一種、第一種 第二種、その他)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発生日時 (覚知日時)</td> <td>発見日時 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>鎮火日時 (処理完了) 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>消防覚知方法</td> <td>気象情報</td> </tr> <tr> <td>物質の区分</td> <td>1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他() 物質名</td> </tr> <tr> <td>施設の区分</td> <td>1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()</td> </tr> <tr> <td>施設の概要</td> <td>危険物施設の区分</td> </tr> <tr> <td>事故の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>死傷者</td> <td>死者 (性別・年齢) 負傷者等 重症 人 中等症 人 軽症 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況</td> <td>出場機関</td> <td>出場人員</td> <td>出場資機材</td> </tr> <tr> <td>事業所</td> <td>自衛防災組織</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>共同防災組織</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防本部(署)</td> <td>台</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防団</td> <td>台</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>海上保安庁</td> <td>台</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>警戒区域の設定 月 日 時 分</td> <td>自衛隊</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用停止命令 月 日 時 分</td> <td>その他</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部 等の設置状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他参考事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	平成 年 月 日 時 分	都道府県	静岡県	市町村 (消防本部名)		報告者		事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏洩 4 その他()	発生場所		事業所名	特別防災区域 (レイアウト第一種、第一種 第二種、その他)	発生日時 (覚知日時)	発見日時 月 日 時 分	鎮火日時 (処理完了) 月 日 時 分	消防覚知方法	気象情報	物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他() 物質名	施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()	施設の概要	危険物施設の区分	事故の概要		死傷者	死者 (性別・年齢) 負傷者等 重症 人 中等症 人 軽症 人	消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	出場機関	出場人員	出場資機材	事業所	自衛防災組織	人			共同防災組織	人			その他	人			消防本部(署)	台			消防団	台			海上保安庁	台			警戒区域の設定 月 日 時 分	自衛隊	人		使用停止命令 月 日 時 分	その他	人	災害対策本部 等の設置状況				その他参考事項			
事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	平成 年 月 日 時 分																																																																										
	都道府県	静岡県																																																																										
	市町村 (消防本部名)																																																																											
	報告者																																																																											
事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏洩 4 その他()																																																																											
発生場所																																																																												
事業所名	特別防災区域 (レイアウト第一種、第一種 第二種、その他)																																																																											
発生日時 (覚知日時)	発見日時 月 日 時 分																																																																											
	鎮火日時 (処理完了) 月 日 時 分																																																																											
消防覚知方法	気象情報																																																																											
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他() 物質名																																																																											
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()																																																																											
施設の概要	危険物施設の区分																																																																											
事故の概要																																																																												
死傷者	死者 (性別・年齢) 負傷者等 重症 人 中等症 人 軽症 人																																																																											
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	出場機関	出場人員	出場資機材																																																																									
	事業所	自衛防災組織	人																																																																									
		共同防災組織	人																																																																									
		その他	人																																																																									
		消防本部(署)	台																																																																									
		消防団	台																																																																									
		海上保安庁	台																																																																									
	警戒区域の設定 月 日 時 分	自衛隊	人																																																																									
	使用停止命令 月 日 時 分	その他	人																																																																									
災害対策本部 等の設置状況																																																																												
その他参考事項																																																																												

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																																													
		<p>第3号様式（救急・救助事故等）</p> <p style="text-align: right;">第 報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">報告日時</td> <td style="width: 15%;">平成</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日</td> <td style="width: 10%;">時</td> <td style="width: 10%;">分</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td colspan="6">静岡県</td> </tr> <tr> <td>市町村 (消防本部名)</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>消防庁受信者氏名 _____</td> <td>報告者</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 10%;">火災種別</td> <td colspan="4">1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態</td> </tr> <tr> <td>発生場所</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>発生日時 (覚知日時)</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日</td> <td style="width: 10%;">時</td> <td style="width: 10%;">分</td> <td style="width: 10%;">覚知方法</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>時</td> <td>分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事故等の概要</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">死 傷 者</td> <td colspan="2">死者（性別・年齢）</td> <td colspan="3">負傷者等</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>重症</td> <td>人(</td> <td>人)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td>中等症</td> <td>人(</td> <td>人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>不明</td> <td>人</td> <td>軽症</td> <td>人(</td> <td>人)</td> </tr> <tr> <td>救助活動の要否</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>要救護者数(見込)</td> <td></td> <td>救助人員</td> <td colspan="3">人</td> </tr> <tr> <td>消防・救急・救助 活 動 状 況</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>災害対策本部 等の設置状況</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>その他参考事項</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>	報告日時	平成	年	月	日	時	分	都道府県	静岡県						市町村 (消防本部名)							消防庁受信者氏名 _____	報告者						火災種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態				発生場所					発生日時 (覚知日時)	月	日	時	分	覚知方法		(月	日	時	分)		事故等の概要						死 傷 者	死者（性別・年齢）		負傷者等					重症	人(人)	計		中等症	人(人)		不明	人	軽症	人(人)	救助活動の要否						要救護者数(見込)		救助人員	人			消防・救急・救助 活 動 状 況						災害対策本部 等の設置状況						その他参考事項					
報告日時	平成	年	月	日	時	分																																																																																																									
都道府県	静岡県																																																																																																														
市町村 (消防本部名)																																																																																																															
消防庁受信者氏名 _____	報告者																																																																																																														
火災種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態																																																																																																														
発生場所																																																																																																															
発生日時 (覚知日時)	月	日	時	分	覚知方法																																																																																																										
	(月	日	時	分)																																																																																																										
事故等の概要																																																																																																															
死 傷 者	死者（性別・年齢）		負傷者等																																																																																																												
			重症	人(人)																																																																																																										
	計		中等症	人(人)																																																																																																										
	不明	人	軽症	人(人)																																																																																																										
救助活動の要否																																																																																																															
要救護者数(見込)		救助人員	人																																																																																																												
消防・救急・救助 活 動 状 況																																																																																																															
災害対策本部 等の設置状況																																																																																																															
その他参考事項																																																																																																															

(注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。)

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新																																
		<p>第4号様式 (その1) (災害概況即報)</p> <table border="1"> <tr> <td>報告日時</td> <td>平成 年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>静岡県</td> </tr> <tr> <td>市町村 (消防本部名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防庁受信者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害名 (第 報)</td> <td>報告者</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>発生場所</td> <td></td> <td>発生日時</td> <td>月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>災害の概況</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">被害の状況</td> <td>死傷者</td> <td>死者 人 不明 人</td> <td>住家</td> </tr> <tr> <td></td> <td>負傷者 人 計 人</td> <td>全壊 棟 一部破損 棟 半壊 棟 床上浸水 棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">応急対策の状況</td> <td>災害対策本部の設置状況</td> <td>(都道府県)</td> <td>(市町村)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)</p>	報告日時	平成 年 月 日 時 分	都道府県	静岡県	市町村 (消防本部名)		消防庁受信者氏名		災害名 (第 報)	報告者	発生場所		発生日時	月 日 時 分	災害の概況				被害の状況	死傷者	死者 人 不明 人	住家		負傷者 人 計 人	全壊 棟 一部破損 棟 半壊 棟 床上浸水 棟	応急対策の状況	災害対策本部の設置状況	(都道府県)	(市町村)			
報告日時	平成 年 月 日 時 分																																	
都道府県	静岡県																																	
市町村 (消防本部名)																																		
消防庁受信者氏名																																		
災害名 (第 報)	報告者																																	
発生場所		発生日時	月 日 時 分																															
災害の概況																																		
被害の状況	死傷者	死者 人 不明 人	住家																															
		負傷者 人 計 人	全壊 棟 一部破損 棟 半壊 棟 床上浸水 棟																															
応急対策の状況	災害対策本部の設置状況	(都道府県)	(市町村)																															

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																																												
		<p>第4号様式（その2） （被害状況即報）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都道府県</th> <th colspan="2">災害名</th> <th colspan="2">区分</th> <th>被害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">災害名 ・ 報告番号</td> <td rowspan="4">第 報 (月 日 時現在)</td> <td rowspan="4">そ</td> <td rowspan="2">田</td> <td>流失・埋設</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>冠 水</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">畑</td> <td>流失・埋設</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>冠 水</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>報告者名</td> <td colspan="2"></td> <td>文教施設</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td colspan="3">区分</td> <td>被 害</td> <td>病 院</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">人的被害</td> <td>死 者</td> <td>人</td> <td>道 路</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>行方不明者</td> <td>人</td> <td>橋 り よ う</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">負傷者</td> <td>重 傷</td> <td>人</td> <td>河 川</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>軽 傷</td> <td>人</td> <td>港 湾</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">住家被害</td> <td rowspan="3">全 壊</td> <td>棟</td> <td rowspan="10">の</td> <td>砂 防</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>世帯</td> <td>清掃施設</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>人</td> <td>崖くずれ</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">半 壊</td> <td>棟</td> <td>鉄道不通</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>世帯</td> <td>被害船舶</td> <td>隻</td> </tr> <tr> <td>人</td> <td>水 道</td> <td>戸</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一 部 損 壊</td> <td>棟</td> <td>電 話</td> <td>回線</td> </tr> <tr> <td>世帯</td> <td>電 気</td> <td>戸</td> </tr> <tr> <td>人</td> <td>ガ ス</td> <td>戸</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">床 上 浸 水</td> <td>棟</td> <td rowspan="3">他</td> <td>ブロック塀等</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>世帯</td> <td>そ の 他</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">床 下 浸 水</td> <td>棟</td> <td>り 災 世 帯 数</td> <td>世帯</td> </tr> <tr> <td>世帯</td> <td>り 災 者 数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>人</td> <td>火災発生</td> <td>建 物 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非住家</td> <td>公 共 建 物</td> <td>棟</td> <td>危 険 物 件</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>棟</td> <td>そ の 他 件</td> </tr> </tbody> </table>	都道府県	災害名		区分		被害	災害名 ・ 報告番号	第 報 (月 日 時現在)	そ	田	流失・埋設	ha	冠 水	ha	畑	流失・埋設	ha	冠 水	ha	報告者名			文教施設	箇所	区分			被 害	病 院	箇所	人的被害	死 者	人	道 路	箇所	行方不明者	人	橋 り よ う	箇所	負傷者	重 傷	人	河 川	箇所	軽 傷	人	港 湾	箇所	住家被害	全 壊	棟	の	砂 防	箇所	世帯	清掃施設	箇所	人	崖くずれ	箇所	半 壊	棟	鉄道不通	箇所	世帯	被害船舶	隻	人	水 道	戸	一 部 損 壊	棟	電 話	回線	世帯	電 気	戸	人	ガ ス	戸	床 上 浸 水	棟	他	ブロック塀等	箇所	世帯	そ の 他	箇所	人			床 下 浸 水	棟	り 災 世 帯 数	世帯	世帯	り 災 者 数	人	人	火災発生	建 物 件	非住家	公 共 建 物	棟	危 険 物 件	そ の 他	棟	そ の 他 件
都道府県	災害名		区分		被害																																																																																																									
災害名 ・ 報告番号	第 報 (月 日 時現在)	そ	田	流失・埋設	ha																																																																																																									
				冠 水	ha																																																																																																									
			畑	流失・埋設	ha																																																																																																									
				冠 水	ha																																																																																																									
報告者名			文教施設	箇所																																																																																																										
区分			被 害	病 院	箇所																																																																																																									
人的被害	死 者	人	道 路	箇所																																																																																																										
	行方不明者	人	橋 り よ う	箇所																																																																																																										
	負傷者	重 傷	人	河 川	箇所																																																																																																									
		軽 傷	人	港 湾	箇所																																																																																																									
住家被害	全 壊	棟	の	砂 防	箇所																																																																																																									
		世帯		清掃施設	箇所																																																																																																									
		人		崖くずれ	箇所																																																																																																									
	半 壊	棟		鉄道不通	箇所																																																																																																									
		世帯		被害船舶	隻																																																																																																									
		人		水 道	戸																																																																																																									
	一 部 損 壊	棟		電 話	回線																																																																																																									
		世帯		電 気	戸																																																																																																									
		人		ガ ス	戸																																																																																																									
	床 上 浸 水	棟		他	ブロック塀等	箇所																																																																																																								
世帯		そ の 他	箇所																																																																																																											
人																																																																																																														
床 下 浸 水	棟	り 災 世 帯 数	世帯																																																																																																											
	世帯	り 災 者 数	人																																																																																																											
	人	火災発生	建 物 件																																																																																																											
非住家	公 共 建 物	棟	危 険 物 件																																																																																																											
	そ の 他	棟	そ の 他 件																																																																																																											

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新									
		区分		被害		災等 害の 対設 策置 本状 部況	都道府県 市 町 村				
		公共文教施設	千円								
		農林水産業施設	千円								
		公共土木施設	千円								
		その他の公共施設	千円								
		小計	千円								
		公共施設被害町村数	団体								
		その 他の	農業被害	千円		災適 害用 救市 助町 法村 名	計				
			林業被害	千円							
			畜産被害	千円							
			水産被害	千円							
			商工被害	千円							
			その他	千円					消防職員出動延人数	人	
		被害総額	千円			消防団員出動延人数	人				
		備考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請 ・災害ボランティアの活動状況								
		※1 被害額は省略することができるものとする。 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。									

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
-----	---	---

73

表2

機 関 名	N T T	防災無線
消防庁 応急対策室	03-5253-7527	(8-90-49013)
県警察本部 警備部 災害対策課	054-271-0110	
県警察本部 地域課 航空隊	054-622-6251	
静岡地方気象台 防災業務課	054-286-3521	836-9106
陸上自衛隊第34普通科連隊第3科	0550-89-1310	839-9106
航空自衛隊第1航空団防衛部	053-472-1111	843-9106
海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822-3522	844-9106
清水海上保安部 警備救難課	054-353-0118	835-9106
下田海上保安部 警備救難課	0558-25-0118	834-9106
日本赤十字社 静岡県支部	054-252-8131	838-9106
(社)静岡県医師会	054-246-6151	
西日本電信電話(株)静岡支店災害対策室	054-205-9122	
東京電力(株)沼津支店	055-951-3300	
中部電力(株)静岡支店	054-273-9012	
静岡瓦斯(株)環境安全推進室	054-284-7984	
(社)静岡県エルピーガス協会	054-255-2451	
東海旅客鉄道(株)静岡支社管理部総務課	054-284-2319	
静岡鉄道(株)総務部総務課	054-254-5114	
中日本高速道路(株)静岡管理事務所	054-286-5181	
静岡県道路公社	054-254-3407	
日本通運(株)静岡支店	054-254-3344	
(社)静岡県トラック協会	054-283-1910	
NHK静岡放送局総務部	054-254-4171	
静岡放送(株)報道部	054-284-8950	
(株)テレビ静岡報道部	054-261-6115	
(株)静岡朝日テレビ報道制作部	054-251-3301	
(株)静岡第一テレビ報道部	054-283-6515	
静岡エフエム放送(株)編成制作部	053-457-1153	

表3

機 関 名	N T T	防災無線	
		地上系	衛星系
消防庁 応急対策室	03-5253-7527	8-90-49013	8-048-500-90-49013
富山県 消防・危機管理課	076-444-3187	8-16-3363	8-016-111-3363
石川県 危機対策課	076-225-1482	8-17-4288	8-017-111-4289
福井県 危機対策・防災課	0776-20-0308	8-18-111	8-018-111-61-2171
長野県 危機管理防災課	026-235-7184	8-20-211	8-020-231-5209
岐阜県 防災課	058-272-1125	8-21-671	8-021-400-2-2746
愛知県 災害対策課	052-954-6193	8-23-21	8-023-900-21
三重県 防災対策室	059-224-2189	8-24-11	8-024-101-8-2189
滋賀県 地震・防災チーム	077-528-3432	8-25-823	8-025-100-823
名古屋市消防局 防災部	052-972-3522		
東京都 防災対策課	03-5388-2456	8-13-5227	8-013-100-2-25-051
茨城県 消防防災課	029-301-2885	8-08-611	8-008-600-2882
栃木県 消防防災課	028-623-2127	8-09-7502	8-009-500-2136
群馬県 危機管理室	027-226-2245	8-10-353	8-010-300-2244
埼玉県 消防防災課	048-830-3184	8-11	8-011-200-6-3171
千葉県 消防地震防災課	043-223-2176	8-12-7611	8-012-500-7296
神奈川県 災害消防課	045-210-3430	8-14-21	8-014-100-21
山梨県 消防防災課	055-223-1432	8-19-31	8-019-200-2511
長野県 危機管理防災課	026-235-7184	8-20-211	8-020-231-5209

表1

機 関 名	N T T	防災無線
消防庁 応急対策室	03-5253-7527	(8-90-49013)
県警察本部 警備部 災害対策課	054-271-0110	
県警察本部 地域課 航空隊	054-622-6251	
静岡地方気象台 防災業務課	054-286-3521	836-9106
陸上自衛隊第34普通科連隊第3科	0550-89-1310	839-9106
航空自衛隊第1航空団防衛部	053-472-1111	843-9106
海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822-3522	844-9106
清水海上保安部 警備救難課	054-353-0118	835-9106
下田海上保安部 警備救難課	0558-25-0118	834-9106
日本赤十字社 静岡県支部	054-252-8131	838-9106
(社)静岡県医師会	054-246-6151	
西日本電信電話(株)静岡支店災害対策室	054-205-9122	
東京電力(株)沼津支店	055-951-3300	
中部電力(株)静岡支店	054-273-9012	
静岡瓦斯(株)環境安全推進室	054-284-7984	
(社)静岡県エルピーガス協会	054-255-2451	
東海旅客鉄道(株)静岡支社管理部総務課	054-284-2319	
静岡鉄道(株)総務部総務課	054-254-5114	
中日本高速道路(株)静岡管理事務所	054-286-5181	
静岡県道路公社	054-254-3407	
日本通運(株)静岡支店	054-254-3344	
(社)静岡県トラック協会	054-283-1910	
NHK静岡放送局総務部	054-254-4171	
静岡放送(株)報道部	054-284-8950	
(株)テレビ静岡報道部	054-261-6115	
(株)静岡朝日テレビ報道制作部	054-251-3301	
(株)静岡第一テレビ報道部	054-283-6515	
静岡エフエム放送(株)編成制作部	053-457-1153	

表2

機 関 名	N T T	防災無線	
		地上系	衛星系
消防庁 応急対策室	03-5253-7527	8-90-49013	8-048-500-90-49013
富山県 消防・危機管理課	076-444-3187	8-16-3363	8-016-111-3363
石川県 危機対策課	076-225-1482	8-17-4288	8-017-111-4289
福井県 危機対策・防災課	0776-20-0308	8-18-111	8-018-111-61-2171
長野県 危機管理防災課	026-235-7184	8-20-213	8-020-231-5208
岐阜県 防災課	058-272-1125	8-21-671	8-021-400-2-2746
愛知県 災害対策課	052-954-6193	8-23-1128	8-023-600-5250
三重県 防災対策室	059-224-2189	8-24-11	8-024-101-8-2189
滋賀県 地震・防災チーム	077-528-3432	8-25-820	8-025-100-820
名古屋市消防局 防災部	052-972-3522		
東京都 防災対策課	03-5388-2456	8-13-770227	8-013-100-2-25-051
茨城県 消防防災課	029-301-2885	8-08-612	8-008-600-2882
栃木県 消防防災課	028-623-2127	8-09-7502	8-009-500-2136
群馬県 危機管理室	027-226-2244	8-10-353	8-010-300-2244
埼玉県 消防防災課	048-830-3184	8-11-6-3184	8-011-200-6-3184
千葉県 消防地震防災課	043-223-2163	8-12-7296	8-012-500-7296
神奈川県 災害対策課	045-210-3430	8-14-9721	8-014-400-3456
山梨県 消防防災課	055-223-1432	8-19-48	8-019-200-2513
長野県 危機管理防災課	026-235-7184	8-20-213	8-020-231-5208

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
85	<p>第5章 伊豆東部火山群の火山災害対策計画及び富士山の火山防災計画</p> <p>第1節 伊豆東部火山群の火山災害対策計画</p> <p>第4章 災害応急対策</p> <p>「図1 伊豆東部火山群噴火警報伝達系統図」中「陸上自衛隊（<u>第34連隊</u>）」</p> <p>第2節 富士山の火山防災計画</p> <p>第2章 災害予防計画</p>	<p>第5章 伊豆東部火山群の火山災害対策計画及び富士山の火山防災計画</p> <p>第1節 伊豆東部火山群の火山災害対策計画</p> <p>第4章 災害応急対策</p> <p>「図1 伊豆東部火山群噴火警報伝達系統図」中「陸上自衛隊（<u>第34普通科連隊</u>）」</p> <p>第2節 富士山の火山防災計画</p>
95	<p>第6節 関係機関との連携体制の整備</p> <p>2 県は、<u>富士山の異常現象に関する情報について、山梨県と情報共有体制を整備する。</u></p>	<p>第6節 関係機関との連携体制の整備</p> <p>2 県は、<u>富士山噴火災害対策を迅速かつ円滑に実施するため、「富士山火山防災対策に関する協定」（以下、「三県協定」という）に基づき、山梨県及び神奈川県と情報共有体制を整備する。</u></p>
97	<p>第7節 防災訓練</p> <p>1 県、山体周辺市町、防災関係機関、自主防災組織等</p> <p>噴火による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、県、山体周辺市町、防災関係機関、自主防災組織、事業所等は、必要に応じて情報伝達訓練、避難訓練等、地域の実情にあった火山防災訓練を実施するものとする。</p> <p>第12節 避難活動に関する体制の整備</p> <p>1 避難体制の整備</p> <p>(2) 広域避難のための体制整備</p> <p>オ 県は、<u>山梨県及び神奈川県と、県境を越えた広域避難等について検討する。</u></p>	<p>第7節 防災訓練</p> <p>1 県、山体周辺市町、防災関係機関、自主防災組織等</p> <p>噴火による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、県、山体周辺市町、防災関係機関、自主防災組織、事業所等は、必要に応じて情報伝達訓練、避難訓練等、地域の実情にあった火山防災訓練を実施するものとする。</p> <p><u>また、県は、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と合同防災訓練を実施する。</u></p> <p>第12節 避難活動に関する体制の整備</p> <p>1 避難体制の整備</p> <p>(2) 広域避難のための体制整備</p> <p>オ 県は、<u>三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と、県境を越えた広域避難等について検討する。</u></p>
102	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第8節 一時帰宅の実施</p> <p>略</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第8節 一時帰宅の実施</p> <p>略</p> <p>第9節 広域連携</p> <p><u>県は、災害応急対策を実施するに当たり、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と連携して各種対策を実施するものとする。</u></p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表